

寝屋川市告示第 167 号

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 23 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
生成 AI サービス利用
- (2) 仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所
本市指定場所
- (4) 履行期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

施行令第 167 条の 17 及び寝屋川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 16 年寝屋川市条例第 22 号)の規定による長期継続契約とし、翌年度以降の予算に減額等があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成 15 年 4 月 1 日制定)により指名競争入札の参加の指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成 23 年 3 月 11 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例(平

成 25 年寝屋川市条例第 20 号) 第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

- (7) 申請日現在に寝屋川市物品調達規程第 10 条により入札参加資格者名簿に登録されている者で、「事務関係」の「OA ソフトウェア」(コード区分 140045)を希望していること。
- (8) 過去 2 年間(令和 5 年度～令和 6 年度)に官公庁において、生成 AI サービス業務の実績を有していること。

3 入札参加資格確認に係る事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 長形 3 号封筒(460 円切手を貼付し、返送先を記入すること。)

※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

ウ 入札公告「2 入札参加資格に関する事項」の(8)に係る契約書の写し又はこの事実を証する書面

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 23 日(水)から令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 1 時まで(必着)

郵送可(ただし、上記期限までに提出場所に必着のこと。)

※郵送物の表面に「件名」を必ず記入すること。

イ 提出場所

〒572-0832 大阪府寝屋川市本町 15 番 1 号
寝屋川市経営企画部 D X 推進室
(上下水道局 4 階)

電話番号 072-824-1181(代表) 内線 2239
072-825-2114(直通)

(3) 参加資格確認通知書の交付

申請書受領後入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和 7 年 5 月 19 日(月)に発送し、通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知する。

4 質疑回答

- (1) 質問は、質疑回答書をダウンロードし、令和 7 年 5 月 29 日(木)午後 1 時までに下記のあて先まで E メールで提出すること。

あて先: jyoho@city.neyagawa.osaka.jp

標 題:【質疑】生成 AI サービス利用

- (2) 質問がない場合も、上記期限までにメールを送付すること。
- (3) 回答については、令和 7 年 6 月 2 日(月)午後 1 時頃にメールにて回答する。

5 入札保証金

寝屋川市契約規則(昭和 50 年寝屋川市規則第 32 号)第 7 条第 2 号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴する。

6 入札方法等

入札は、入札参加資格があることを確認された者が、別紙「郵便入札について」に従い、入札書を一般書留郵便又は簡易書留郵便にて郵送することにより行うものとする。

(1) 期 間

令和 7 年 6 月 3 日（火）から令和 7 年 6 月 11 日(水)まで〔必着〕

(2) あて先等

寝屋川郵便局留め

大阪府寝屋川市本町 15 番 1 号

寝屋川市 経営企画部 DX 推進室

「生成 AI サービス利用入札書 在中」と朱書きすること。

(3) 方 法

別紙（郵送入札について）参照

(4) 入札書に記載する金額は、百円止めとし、消費税及び地方消費税を除いた 1 ヶ月当たりの金額とする。

(5) 内訳書は、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載すること。

(6) 入札金額と内訳書の合計金額は、一致していること。

7 開札の日時及び場所

開札の立会を希望する場合は、6 月 11 日（水）正午までに 4(1)のアドレス宛に郵便入札開札立会届兼委任状の写しを提出すること。なお、本書は開札執行時に必ず持参し、提出すること。開札終了後、落札者のみ連絡を行うが、入札参加者の問い合わせにより、入札内容を伝えることは可能とする。

(1) 日 時

令和 7 年 6 月 13 日(金) 午前 11 時

(2) 場 所

寝屋川市役所 本館 3 階 入札室

8 再度の入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。再度入札は 2 回まで行うこととする。

9 落札者の決定

入札を行った者のうち、寝屋川市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 落札者の決定後の手続

(1) 誓約書

落札業者は開札日の翌日より 5 日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。

(2) 電子契約システム利用届出書

電子契約による契約締結を希望する場合は、落札決定後、速やかに「電子契約システム利用届出書」を提出すること。

11 入札の無効

寝屋川市契約規則第 14 条に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

12 契約の締結等

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約条項を示す場所 寝屋川市経営企画部 DX 推進室

(3) 契約保証金

落札業者は、寝屋川市契約規則第 31 条の規定による契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上の額)を納めなければならない。ただし、同規則第 31 条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 支払方法は、月末締、翌月支払いとする。

(5) 入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、入札公告及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

13 関係書類

(1) 仕様書

(2) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

(3) 質疑回答書

(4) 誓約書

(5) 電子契約システム利用届出書

※寝屋川市ホームページからダウンロードすること。

14 公告に関する問合せ先

寝屋川市経営企画部 DX 推進室

TEL 072-824-1181 (代表) 内線 2601

072-825-2114 (直通)